

## 令和5（2023）年度 環境課主要事業の概要について

### 【環境政策係】

#### 1 環境審議会費（継続）

外部により組織される環境審議会にて、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗などを審議し、環境施策を展開します。

#### 2 地球温暖化対策事業

##### (1) 地球温暖化対策普及啓発事業（継続）

地球温暖化対策に対する意識向上のため、環境教育等の実施による意識啓発や電気自動車普及に向け市役所に設置する急速充電器の管理を行います。

##### (2) EC02 プロジェクト事業（拡充）

市内事業者が、対象とする環境活動の実践により貯めたポイントを補助金として交付することにより、市域の地球温暖化対策の推進と経済の活性化を図ります。

##### (3) 低炭素型設備機器導入補助事業（拡充）

市域の温室効果ガス排出量削減に向け、創エネ・省エネ機器や電気自動車等の購入に対し、補助金を交付します。

##### (4) 改正省エネ法対応経費（継続）

市役所及び市所管の公共施設の省エネルギー化に向け、関係各課の報告値を集計し、削減計画と併せて国に報告することにより、エネルギー使用量を適正に管理します。

##### (5) 次世代エネルギー活用検討事業（新規）

水素を含む次世代エネルギーの活用を目指すため、市民一人一人が取り組む行動計画を策定し、2035年脱炭素のまち実現に向けた施策を展開します。

### 【鳥獣対策係】

#### 1 生活環境鳥獣対策事業（継続）

農地以外に影響を与える熊や猪などの野生鳥獣から被害を防ぐための防護柵を設置し、人身被害を未然に防止します。

#### 2 農業被害鳥獣対策事業（拡充）

柏崎市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣に起因する農地や農作物に対する被害軽減を図ります。

## 【環境保全係】

### 1 行旅死亡人取扱事業（拡充）

身元不明の死亡人や死体を遺族等へ引渡しができない死亡者の火葬及び遺骨の保管を行います。

現在の遺骨保管庫内に浸水があるため、今年度改修したポンプ室に遺骨を移し、現納骨堂の解体撤去を実施します。

### 2 未給水地域対策事業（継続）

渇水時において水道未給水地域にお住いの方に対し、応急水栓の設置等を実施します。

### 3 公害対策事業

#### (1) 騒音・振動・悪臭・大気対策事業（継続）

騒音や振動等の苦情に対し、現地確認や測定を実施し、実態把握に努めます。

#### (2) 地盤沈下対策事業（継続）

市内地盤沈下観測所にて、データを収集することにより地盤沈下の状況を把握し、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の抑制を行います。

また、2年に1度の地盤沈下監視用水準測量業務を実施する年にあたるため、業務委託により調査を実施し、新潟県に報告いたします。

#### (3) 地盤沈下観測施設整備事業（新規）

老朽化した元城町（総合高校）地盤沈下観測棟建屋の改修を行うことにより、建屋内の精密計測機器等の保護を図り、地盤沈下の状況を把握し、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の抑制を行います。

#### (4) 水質監視対策事業（継続）

水環境保全のため、事業所からの排水や河川および海水浴場の水質測定を実施します。

### 4 浄化槽対策事業

#### (1) 浄化槽設置整備事業（継続）

合併処理浄化槽を普及し、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、公共下水道、農業集落排水事業区域外の合併処理浄化槽管理者及び設置予定者に対し、工事費の一部を補助します。

#### (2) 浄化槽対策費（継続）

し尿及び雑排水の適正な処理のため、浄化槽に関係する各種届出事務や維持管理指導を行います。

## 5 斎場費

### (1) 斎場管理運営費（継続）

専門業者に火葬業務や機械・設備の保守委託を実施するとともに損耗が著しい火葬炉等の修繕を実施することにより、斎場の適正な管理・運営に努めます。

### (2) 斎場施設整備事業（拡充）

経年劣化により交換の必要性がある受電設備を改修します。

### (3) 斎場除雪経費（継続）

斎場の除雪を実施することにより、利用者が入場しやすい環境を整備します。

## 6 ごみ対策事業

### (1) 海岸清掃費（継続）

海洋プラスチックごみ対策を含めた海岸環境の保全と美化を図り、美しく住みよいまちづくりを推進するため、2台のビーチクリーナーによる清掃作業及びシルバー人材センターに委託した人力による清掃作業を実施します。

### (2) 不法投棄防止対策費（拡充）

職員のパトロールによる防止啓発と投棄物の回収及び県や警察等と連携した防止対策を引き続き行います。また、蕨野地内の旧米山牧場跡地に不法に残置されたタイヤ約40,000本のうち、16,000本を処理します。

## 【クリーン推進係】

クリーン推進係は、資源循環係のごみの減量化、リサイクルに係る事業、廃棄物処理係の廃棄物の収集、処理に係る業務を担当いたします。

### 1 ごみの減量化・リサイクル業務

#### (1) ごみ減量化・リサイクル対策(継続)

ごみの減量化を進め、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の実現を目指します。市民及び事業者の意識を高めるため、市ホームページ、広報及び説明会やイベント等でのPRを行い、より一層の周知を図ってまいります。令和5(2023)年度は、食品ロスの削減等や、リユースによるごみの発生抑制を重点項目として、実施計画の検討を進めます。

#### (2) 資源物リサイクルセンター管理(継続)

これまでの資源物リサイクルセンター加え、異なる開設の曜日や時間、回収品目にした場合の市民ニーズを把握するための基礎データ収集を目的として、佐藤池資源物リサイクルステーションを令和4(2022)年12月13日に開設いたしました。

クリーンセンター敷地内の資源物リサイクルセンターは、新ごみ処理場建設用地にあるため、令和7(2025)年度に廃止いたしますが、既存ごみ処理場の跡地に、改めて、市の資源物回収の核となる資源物リサイクルセンターを令和13(2031)年度に設置する方向で検討いたします。令和5(2023)年度は、アンケート調査の結果を踏まえ、今後の回収拠点整備計画を策定します。

### 2 塵芥処理事業

#### (1) ごみ収集委託業務(継続)

本年度から、市内全域から出される家庭系の燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(家庭系一般廃棄物)の収集業務に加え、粗大ごみ収集も柏崎廃棄物収集協同組合に委託しております。令和5(2023)年度も、これを継続し、安定した廃棄物収集を行います。

\* 柏崎廃棄物収集協同組合は、市の一般廃棄物収集業務の共同受注及び事業に関する経営及び技術の改善向上並びに知識の普及を目的に設立した協同組合です。

#### (2) ごみ処理事業(継続)

廃棄物を適正に中間処理するため、ごみ処理場の運営と維持管理を行います。主に焼却施設及び粗大ごみ・不燃ごみを処理する粗大ごみ処理施設の機能維持のためオーバーホールを実施します。

#### (3) 新ごみ処理場建設事業(継続)

令和2(2020)年3月に策定した一般廃棄物中間処理施設整備基本計画に基づき、新ごみ処理場の建設・運営事業者との契約を令和7(2025)年3月に締結

する予定です。これに伴い、新ごみ処理場建設・運営に係る事業者選定アドバイザー業務を令和4（2022）年7月21日に、八千代エンジニアリング㈱北陸支店と契約を締結いたしました。業務内容は、建設・運営事業者の選定及び契約締結に係る業務であり、契約期限は、令和7（2025）年3月31日となっております。令和5（2023）年度は、予定価格の決定や、DBO方式による事業者選定のために要求水準書等の作成を行います。

(4) ごみ最終処分事業（継続）

埋立ピット及び浸出水処理施設の運営と維持管理を行います。令和4（2022）年度から、これまでの2号ピットに加え、1号ピットの埋立を開始いたしました。

(5) ごみ最終処分場整備事業（継続）

浸出水処理施設は、老朽化した計装設備の更新修繕を実施します。また、脱水機のオーバーホールを行い、浸出水の安定処理に努めるとともに、機械設備の修繕を行います。

### 3 し尿処理事業

(1) し尿処理施設整備事業（継続）

収集された、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、施設の運営と維持管理を行います。し尿処理場は令和7（2025）年度に廃止することから、これまでのオーバーホールとは異なり、予防修繕は行わず、劣化した設備の補修のみ実施します。

(2) 下水道事業会計繰出金（し尿処理施設建設事業）（継続）

平成29（2017）年3月に策定した、し尿処理場整備実施計画に基づき、自然環境浄化センターの敷地内に、し尿受入施設を新設することから、前年度に引き続き、必要な経費を一般会計から下水道事業会計へ繰り出します。し尿受入施設は、令和5（2023）年度から、下水道付帯設備として建設工事を2か年で実施します。